

心理師法施行細則台灣語日本語対照表

原文（台灣語）	日本語訳
<p>心理師法施行細則（民國 91 年 06 月 03 日發布）</p>	<p>心理師法施行細則（2002 年 06 月 03 日公布）</p>
<p>第一條 本細則依心理師法(以下簡稱本法)第六十三條規定訂定之。</p> <p>第二條 依本法第四條規定請領臨床心理師或諮商心理師證書，應檢具下列書件及證書費，送請中央主管機關核發：</p> <p style="padding-left: 40px;">一、醫事人員申請登記給證卡片。</p> <p style="padding-left: 40px;">二、最近三個月內二吋正面脫帽半身照片二張。</p> <p style="padding-left: 40px;">三、考試院頒發之臨床心理師或諮商心理師考試及格證書。</p> <p>第三條 臨床心理師、諮商心理師證書滅失或遺失時，應填具申請書，並檢具前條第一款、第二款文件及證書費，向中央主管機關申請補發。</p> <p style="padding-left: 40px;">臨床心理師、諮商心理師證書損壞時，應填具申請書，並檢具前條第一款、第二款文件及證書費，連同原證書，向中央主管機關申請換發。</p> <p>第四條 本法第七條第二項、第二十條第三項所定臨床實務訓練之年資採計，以領有臨床心理師或諮商心理師證書及執業執照者為限。但本法公布施行前，於中央主管機關公告指定之機構實際執行業務之執業年資，得併予採計。</p>	<p>第一條 本細則は心理師法（以下本法と称する）第六十三條の規定により定める。</p> <p>第二條 本法第四條の規定に基づき臨床心理師または心理カウンセラー証書の交付を申請する場合は、下記の書類と証書交付費を中央主管機関に送付する。</p> <p style="padding-left: 40px;">一、医療従事者申請登録用の発行カード。</p> <p style="padding-left: 40px;">二、最近三ヶ月以内の脱帽半身写真二枚。</p> <p style="padding-left: 40px;">三、試験院が発行した臨床心理師または心理カウンセラー試験合格証書。</p> <p>第三條 臨床心理師、心理カウンセラー証書の毀損または紛失時には、申請書の記入と共に、前条第一号、第二号の書類と証書交付費を添え、中央主管機関に再発行を申請する。</p> <p style="padding-left: 40px;">臨床心理師、心理カウンセラー証書の損傷時には、申請書の記入と共に、前第一号、第二号の書類と証書交付費および元の証書を添え、中央主管機関に再発行を申請する。</p> <p>第四條 本法の七条第二項、第二十条第三項で規定する臨床実務訓練の年数の計上は、臨床心理師或いは心理カウンセラー証書および業務実施許可書が交付されている場合に限る。但し、本法を公布と施行する前に中央</p>

第五條 心理師歇業、停業，依本法第十一條第一項規定報請備口時，應填具申請書，並檢具執業執照及有關文件，送由原發執業執照機關依下列規定辦理：

- 一、歇業：註銷其執業登記及執業執照。
- 二、停業：登記其停業日期及理由後，發還其執業執照。

第六條 臨床心理師或諮商心理師依本法第二十條第四項規定申請設立心理治療所或心理諮商所，應填具申請書，並檢具下列書件及開業執照費，向所在地直轄市、縣（市）主管機關申請核准登記：

- 一、建築物平面簡圖。
- 二、建築物合法使用證明文件。
- 三、符合本法第二十條第三項所定之資格證明文件。
- 四、臨床心理師或諮商心理師證書及其影本一份（正本驗畢後發還）。
- 五、國民身分證及其影本一份（正本驗畢後發還）。
- 六、其他依規定應檢附之文件。
直轄市或縣（市）主管機關對於前項之申請，派員履勘後，核與規定相符者，發給開業執照。

主管機關公告指定機關において、実務を行なった年数は計上される。

第五條 本法第十一條第一項の規定により心理師の廃業・休業届出を出す際には、申請書に記入し、業務実施許可書及び関連書類を、業務実施許可書を発行した機関に提出し、下記の規定による手続を取る。

- 一、廃業：業務実施登録及び業務実施許可書を取消す。
- 二、休業：休業期日及びその理由を登録し、業務実施許可書を返却する。

第六條 臨床心理師または心理カウンセラーが本法第二十条第四項の規定により、心理治療所または心理カウンセリング所を設立する場合は、申請書の記入と共に下記の書類と開業許可書費を添え、所在地の政令都市、県（市）主管機関に登録許可の申請をしなければならない。

- 一、建物の平面略図。
- 二、建物の合法使用証明書類。
- 三、本法第二十条第三項規定の証書明書類。
- 四、臨床心理師または心理カウンセラー証書及びその写し一部（原本は確認後返却）。
- 五、国民身分證及びその写し一部（原本は確認後返却）。
- 六、その他の規定による添付すべき書類。
政令都市、県（市）主管機関は前項の申請に対し、現地への派遣調査を実施し、規定を満たす者に開業

第七條 心理治療所或心理諮商所開業執照滅失或遺失時，應填具申請書，並檢具開業執照費，向原發開業執照機關申請補發。

開業執照損壞時，應填具申請書，並檢具開業執照費，連同原開業執照，向原發開業執照機關申請換發。

第八條 直轄市、縣（市）主管機關依本法第二十條第四項規定核准心理治療所或心理諮商所設立登記，其應行登記事項如下：

- 一、名稱、地址及開業執照字號。
- 二、負責心理師之姓名、出生年月日、證書字號、執業執照字號。
- 三、所屬臨床心理師、諮商心理師人數及其姓名、出生年月日、證書字號、執業執照字號。

四、其他依規定應行登記事項。

前項登記事項變更時，應自事實發生之日起三十日內，依本法第二十三條第二項規定，報請原發開業執照機關核准變更登記。

第九條 心理治療所或心理諮商所歇業、停業，依本法第二十三條第一項規定報請備□時，應填具申請書，並檢具開業

許可書を発行する。

第七條 心理治療所或いは心理カウンセリング所の開業許可書を毀損または紛失した場合、申請書の記入と共に開業許可書費を添え、元の開業許可書発行機関に再発行の申請をしなければならない。

開業許可書が損傷した場合、申請書の記入と共に開業許可書費、元の開業許可書を同封して、元の開業許可書発行機関に再発行の申請をしなければならない。

第八條 政令都市、県（市）主管機関が本法律第二十条第四項の規定に基づき、心理治療所または心理カウンセリング所の設立登録を行なう際の登録事項は、下記の通りである。

- 一、名称、住所、開業許可書番号。
- 二、責任担当心理師の氏名、生年月日、証書番号、業務実施許可書番号。
- 三、所属する臨床心理師、心理カウンセラーの人数及びその氏名、生年月日、証書番号、業務実施許可書番号。
- 四、その他の規定による登録事項。

前項の登録事項を変更する場合は、その事実が発生した日から三十日以内に、本法第二十三条第二項の規定により、開業許可書を発行した機関に報告し登録変更の許可を受けなければならない。

第九條 心理治療所または心理カウンセリング所の廃業・休業により、本法第二十三条第一項の規定による届出を

<p>執照及有關文件，送由原發開業執照機關依下列規定辦理：</p> <p>一、歇業：註銷其開業登記及開業執照。</p> <p>二、停業：於其開業執照註明其停業日期及理由後發還。</p> <p>第十條 心理治療所或心理諮商所遷移者，應依本法第二十三條第三項規定，重行申請核准設立登記，發給開業執照，始得為之。</p> <p>心理治療所或心理諮商所申請停業後復業或受停業處分期滿後復業，應依本法第二十三條第三項規定，填具申請書，並檢具原開業執照，報經原發開業執照機關派員履勘，核與心理治療所或心理諮商所之設置標準規定相符，並於開業執照註明其復業日期，始得為之。</p> <p>第十一條 心理治療所或心理諮商所歇業、停業或受停業、撤銷、廢止開業執照處分者，其所屬臨床心理師或諮商心理師，應依本法第十一條第一項或第二項規定辦理歇業、停業或變更執業處所。</p> <p>第十二條 心理治療所或心理諮商所歇業或受撤銷、廢止開業執</p>	<p>出時際には、申請書の記入と共に業務実施許可書及び関連書類を、開業許可書を発行した機関に提出し下記の規定による手続を取る。</p> <p>一、廃業：開業登録及び開業許可書を取消す。</p> <p>二、休業：開業許可書に休業期日及びその理由を明記して返却する。</p> <p>第十條 心理治療所または心理カウンセリング所を移転する場合、本法第二十三条第三項の規定により設立登録許可の再申請を行い、開業許可書が発行されてから業務を行うことができる。</p> <p>臨床心理治療所または心理カウンセリング所が、休業後の業務再開或いは、休業処分満期による業務再開を申請する場合は、本法第二十三条第三項の規定により、申請書を記入すると共に元の開業許可書を提出し、開業許可書を発行した機関による派遣調査を経て、心理治療所または心理カウンセリング所の設置基準を満たし、開業許可書に業務再開日を明記した後に、業務の再開ができる。</p> <p>第十一條 心理治療所または心理カウンセリング所が廃業、休業、または業務停止、開業許可書の取り消し、廃止処分を受けた場合、所属する臨床心理師または心理カウンセラーは本法第十一条第一項または第二項の規定により廃業、休業または業務実施場所の変更手続を取らなければならない。</p> <p>第十二條 心理治療所または心理カウンセリング所が廃業、</p>
--	--

<p>照處分者，其原掛招牌應予拆除。</p> <p>第十三條 主管機關人員執行本法第二十九條規定之檢口及資料蒐集時，應出示身分證明文件。</p> <p>第十四條 直轄市、縣（市）主管機關對轄區內心理治療所或心理諮商所之業務，應擬訂計畫實施督導考核，每年至少一次，並應將其計畫報請中央主管機關備口。</p> <p>前項督導考核，必要時得委託相關機構或團體辦理。</p> <p>第十五條 本法第六十一條第五項所稱公職臨床心理師考試及格，指臨床心理科、臨床心理師考試及格或九十年公務人員高等考試三級考試公職臨床心理師筆試及格。</p> <p>第十六條 本法及本細則所定證書、執業執照、開業執照及申請書之格式，由中央主管機關定之。</p> <p>第十七條 本細則自發布日施行。</p>	<p>または開業許可書の取消、廃止処分を受けた場合は、元の看板を撤去しなければならない。</p> <p>第十三条 主管機関の職員が、本法第二十九条の規定による検査及び資料査収をする際には、身分証明書を提示しなければならない。</p> <p>第一四 条 政令都市、県（市）主管機関は、管轄区内の心理治療所または心理カウンセリング所の業務に対する監査・指導計画を立て、少なくとも年一回実施するとともに、中央主管機関に報告しなければならない。</p> <p>前項の監査・指導は、必要に応じて関係機関または団体に委託することができる。</p> <p>第十五条 本法第六十一条第五項の公職臨床心理師試験合格とは、臨床心理科、臨床心理師試験合格、または2001年公務員高等試験3級試験の公職臨床心理師筆記試験の合格を指す。</p> <p>第十六条 本法及び本細則で定めた証書、業務実施許可書、開業許可書及び申請書の様式は、中央主管機関が定める。</p> <p>第十七条 本細則は公布日より施行する。</p>
--	---